

令和4年度  
事業の概要



(上越市市章)

上越市消費生活センター



## 目 次

1 消費生活センターの概要	
(1) 上越市の概況	1
(2) センターの概要	1
2 消費生活相談事業	
(1) 年度別相談件数	2
(2) 年代別相談件数	2
(3) 相談件数の内訳	3
(4) 商品・役務別の相談件数	3
ア 商品別相談件数	4
イ 役務（サービス）の相談件数	5
(5) 特殊販売形態別相談件数	6
ア 形態別	6
イ 年代別	7
(6) 多重債務相談	8
(7) 販売形態別の主な相談内容	9
3 消費者啓発事業	
(1) 消費者教育出前講座等	11
(2) 成年年齢引下げを受けた啓発事業	12
4 調査及び情報提供事業	
(1) 立入検査	12
(2) 情報提供等	12
ア 広報上越	12
イ 「上越市民の窓」の活用	12
ウ デジタルサイネージ	13
エ ホームページ	13
オ 各種情報発信	13
カ 啓発資料の配布等	13
(3) 企業との連携	13
(4) 貸出用 DVD 一覧	14
クーリング・オフ制度を知っていますか？	16

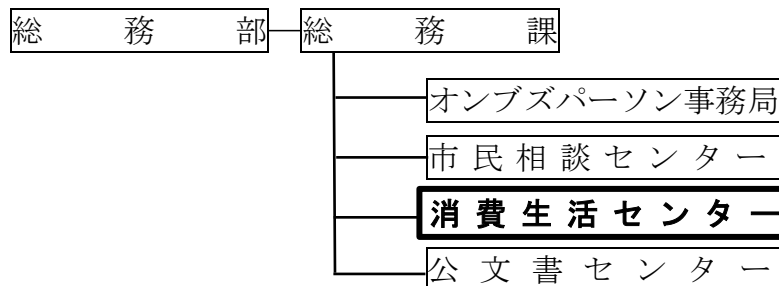
# 1 消費生活センターの概要

## (1) 上越市の概況

面積	973.89 km <sup>2</sup>	(令和4年10月1日現在)
人口	183,334人	(令和5年10月1日現在)
世帯数	77,491世帯	(令和5年10月1日現在)

## (2) センターの概要 (令和5年4月1日現在)

名称	上越市消費生活センター
所在地	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 (上越市役所木田第一庁舎内)
	Tel 025-525-1905 (相談専用) 025-525-2125 (事務専用)
	Fax 025-522-4191
相談時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 年末年始 (12月29日から1月3日まで)
組織・機構	総務部総務課に所属するその他の機関



分掌事務	<ul style="list-style-type: none"><li>・消費生活の相談及び苦情処理に関すること</li><li>・消費生活の啓発及び知識の普及に関すること</li><li>・製品の適正表示に関すること</li><li>・その他消費生活に関すること</li></ul>
職員	所長 (1人)、副所長 (1人)、消費生活相談員 (3人)
沿革	開所：昭和50年6月2日 上越市本町6丁目4番16号 (旧第四銀行下小町支店内) 移転：昭和51年4月1日 上越市本町3丁目2番24号 (上越市役所南出張所内) 移転：昭和55年4月1日 上越市大手町5番41号 (上越市働く婦人の家内) 移転：平成21年4月1日 上越市寺町2丁目20番1号 (上越市福祉交流プラザ内) 移転：平成27年8月1日 上越市木田1丁目1番3号 (上越市役所木田庁舎内)

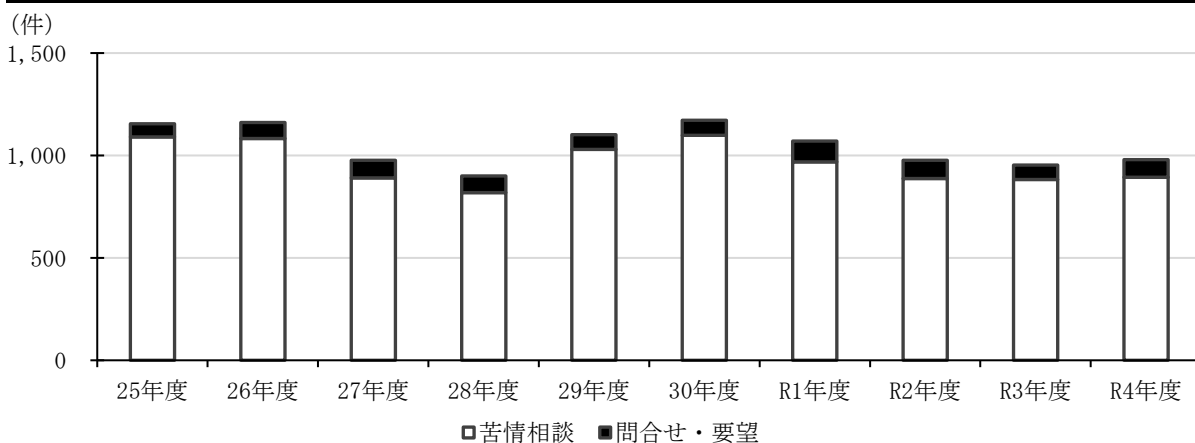
## 2 消費生活相談事業

消費生活センターでは、消費者が安心して生活できるように、相談員による相談及び苦情を受け付けています。また、消費者自身がそれぞれの場面に対処できるよう随時適切な情報を提供しています。

### (1) 年度別相談件数

令和4年度の相談件数は980件で、前年度比27件の増加、2.8%の伸び率となりました。  
(単位：件)

区分	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
苦情相談	1,091	1,083	891	818	1,029	1,099	969	887	882	894
問合せ・要望	64	78	86	82	72	73	102	90	71	86
計	1,155	1,161	977	900	1,101	1,172	1,071	977	953	980

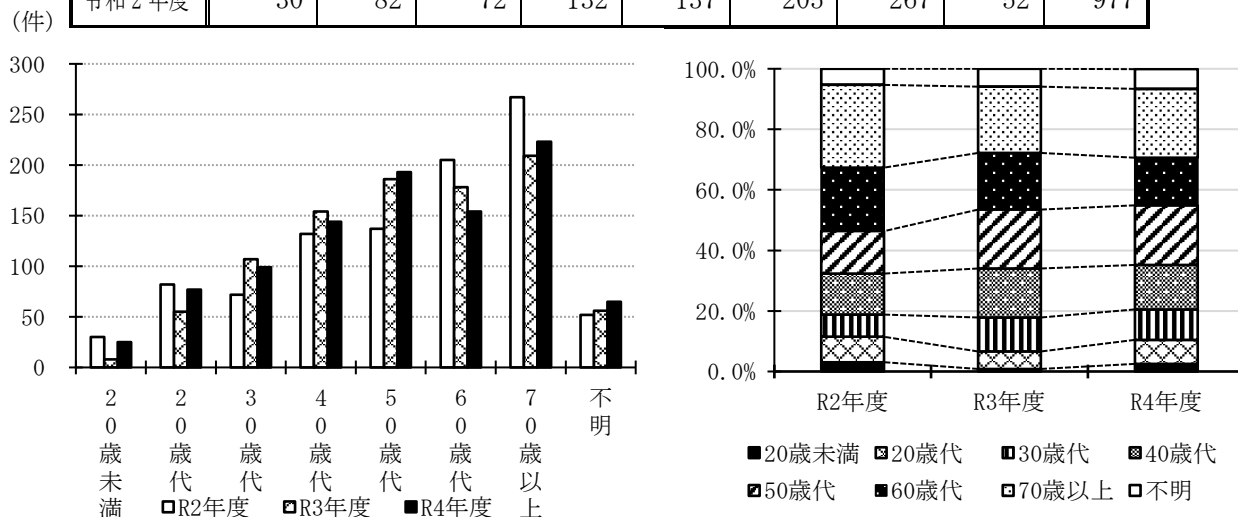


### (2) 年代別相談件数

令和4年度の相談者を年代別にみると、70歳以上が223件で最も多く、次いで50歳代、60歳代の順となっており、50歳代以上の相談は570件、58.1%となっています。

(単位：件)

区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
令和4年度	25	77	99	144	193	154	223	65	980
令和3年度	8	55	107	154	186	178	209	56	953
令和2年度	30	82	72	132	137	205	267	52	977

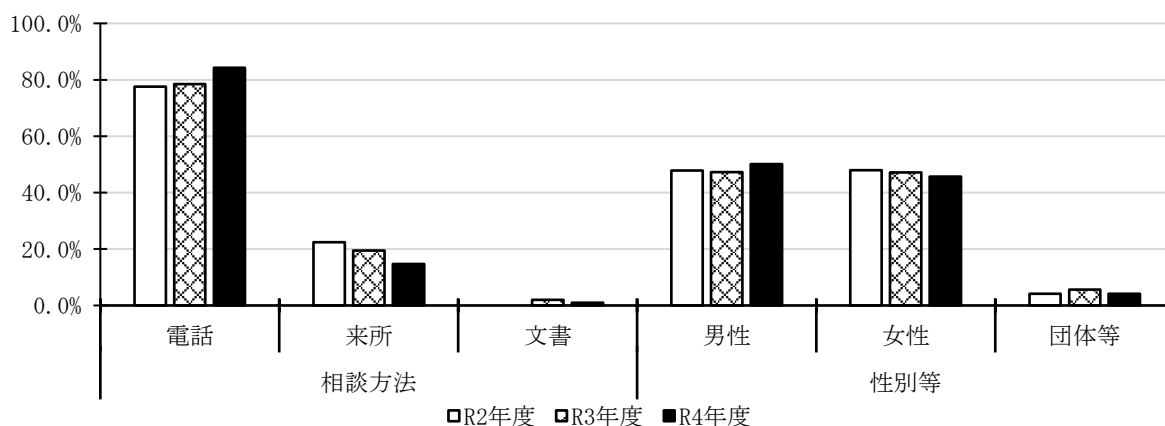


### (3) 相談件数の内訳

相談方法では、電話が826件で全体の84.3%を占めています。

(単位：件)

区分	受付 件数	相談方法			性 別			地域別	
		電話	来所	文書	男性	女性	団体等	市内	市外
令和4年度	980	826	144	10	491	448	41	948	32
令和3年度	953	748	186	19	450	449	54	923	30
令和2年度	977	758	219	0	467	469	41	953	24

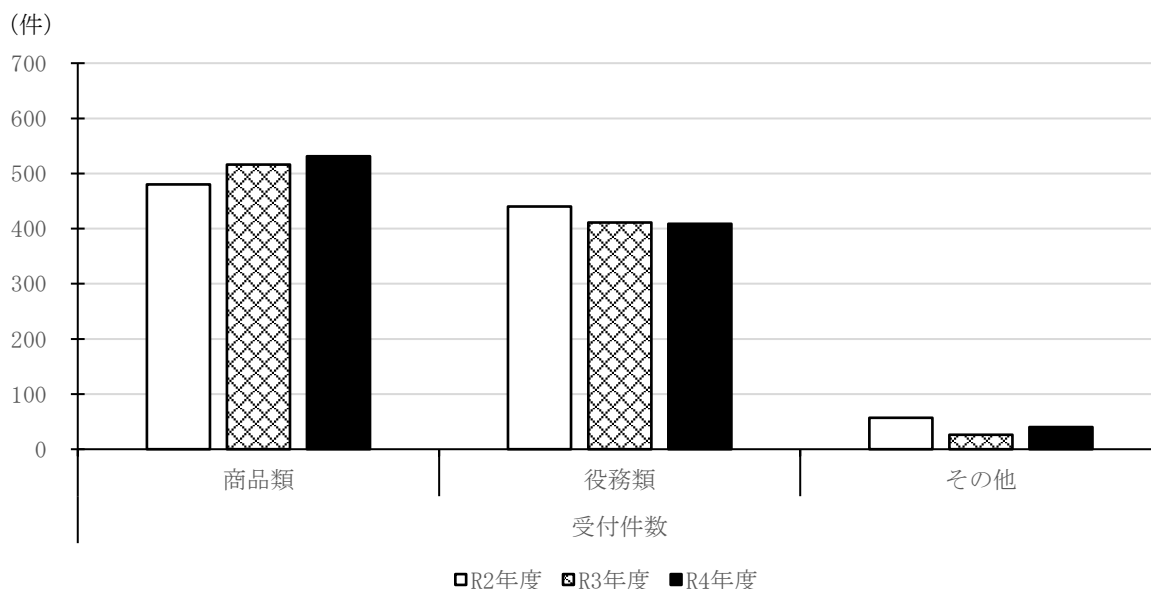


### (4) 商品・役務別の相談件数

相談受付件数の内、商品類に関する相談が54.1%を占めています。

(単位：件)

区分	受付件数	商品類	役務類	その他
令和4年度	980	531	409	40
令和3年度	953	516	411	26
令和2年度	977	480	440	57

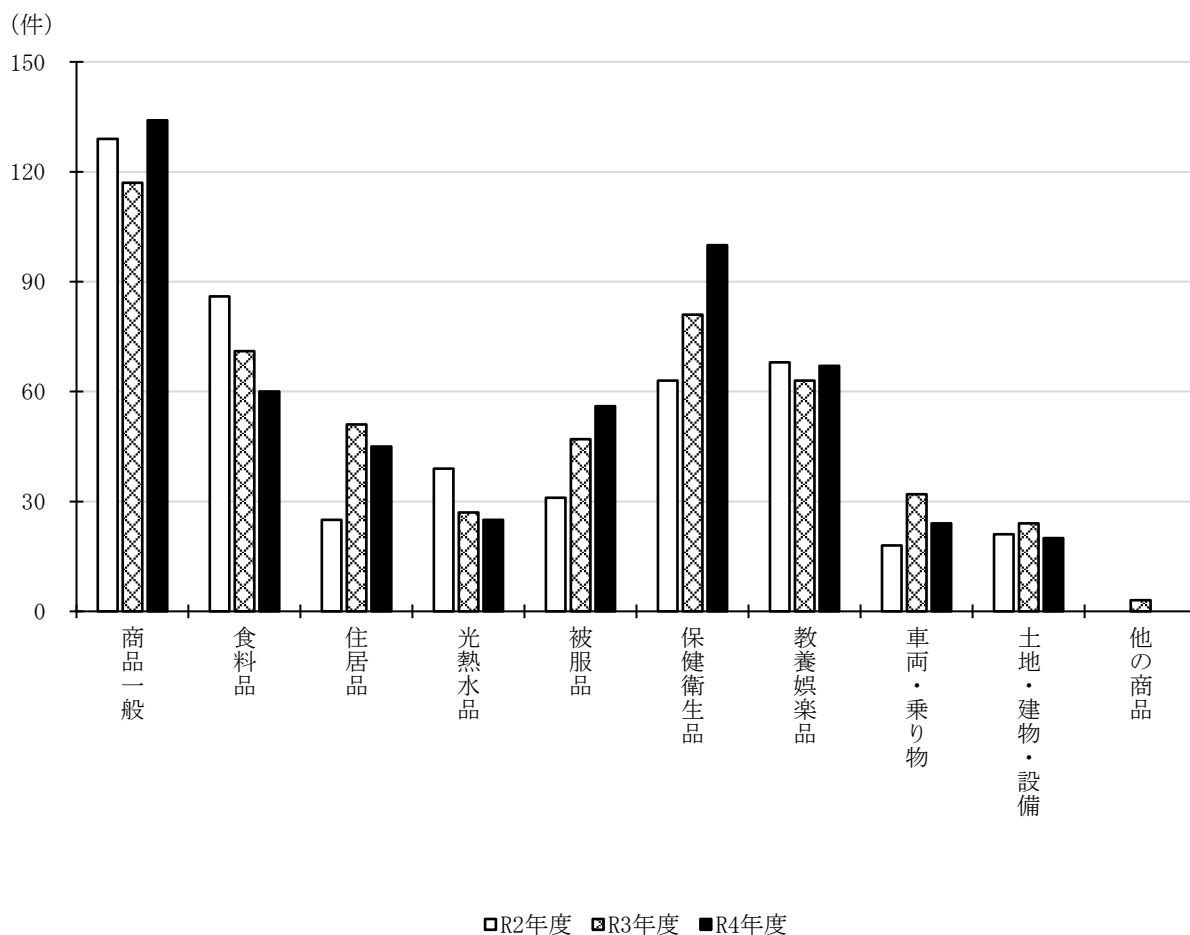


## ア 商品別相談件数

商品類では、商品一般（架空請求メールなど）が一番多く 134 件、次いで保健衛生品が 100 件、教養娯楽品が 67 件と続いています。

(単位:件)

区 分	計		
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
商 品 一 般	129	117	134
食 料 品	86	71	60
住 居 品	25	51	45
光 熱 水 品	39	27	25
被 服 品	31	47	56
保 健 衛 生 品	63	81	100
教 養 娯 楽 品	68	63	67
車 両 ・ 乗 り 物	18	32	24
土 地 ・ 建 物 ・ 設 備	21	24	20
他 の 商 品	0	3	0
計	480	516	531

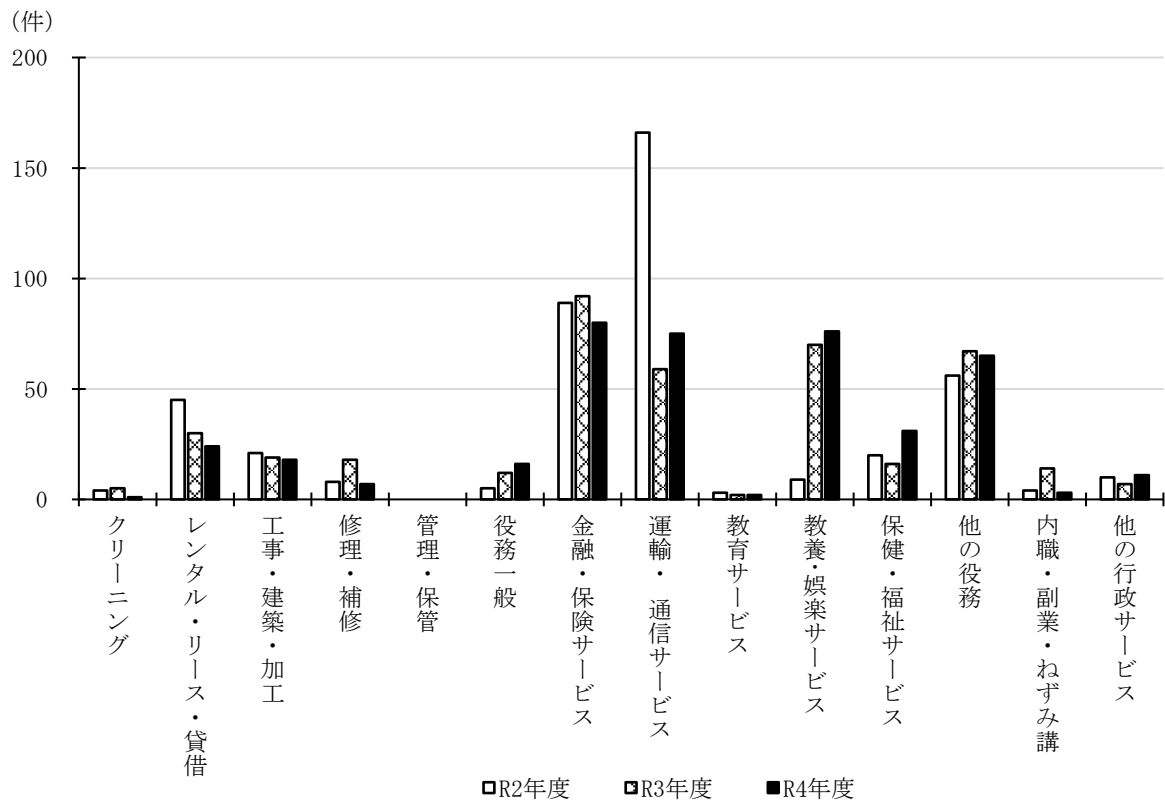


## イ 役務（サービス）の相談件数

役務類では、金融・保険サービスが80件、次いで教養・娯楽サービスが76件となっています。

(単位:件)

区 分		計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
商品 関連 役務	クリーニング	4	5	1
	レンタル・リース・貸借	45	30	24
	工事・建築・加工	21	19	18
	修理・補修	8	18	7
	管理・保管	-	-	-
役 務 一 般		5	12	16
金融・保険サービス		89	92	80
運輸・通信サービス		166	59	75
教 育 サ ー ビ ス		3	2	2
教養・娯楽サービス		9	70	76
保健・福祉サービス		20	16	31
他 の 役 務		56	67	65
内職・副業・ねずみ講		4	14	3
他の行政サービス		10	7	11
計		440	411	409





## (5) 特殊販売形態別相談件数

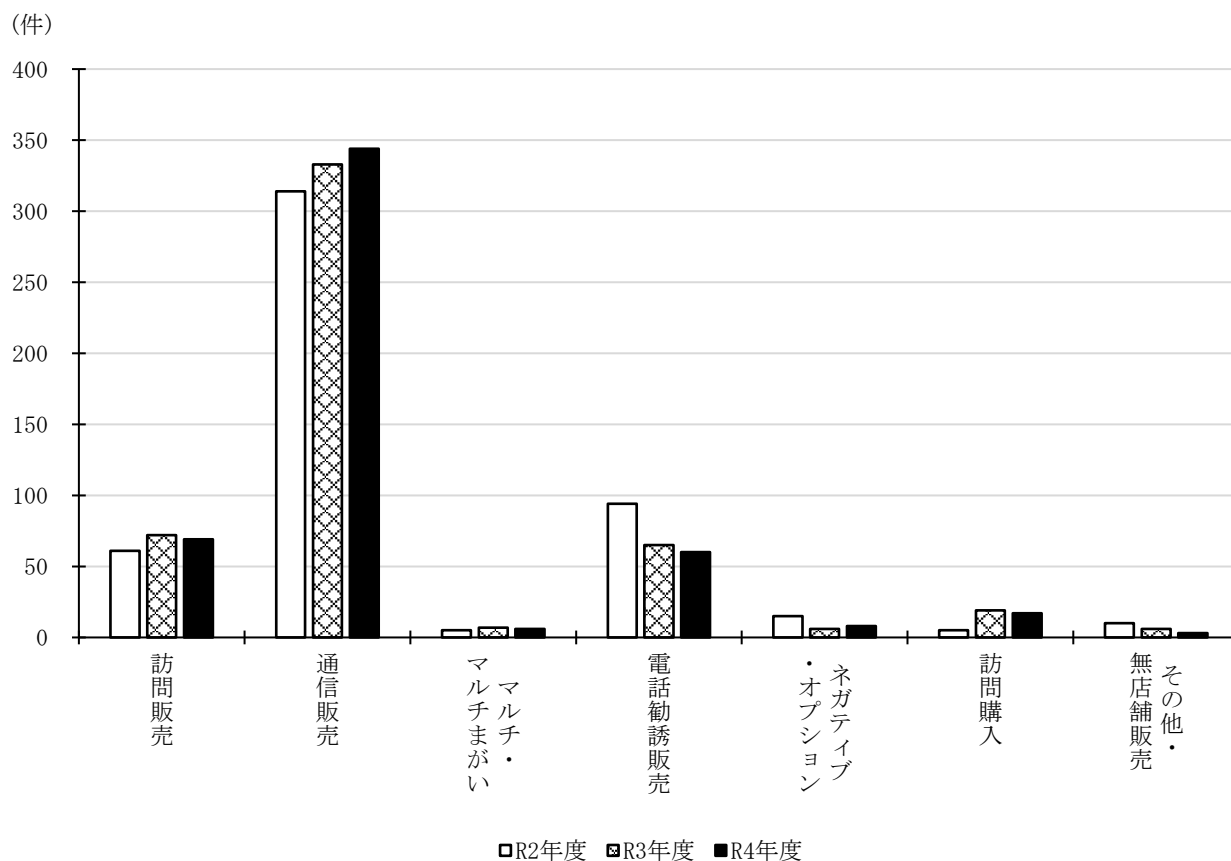
店舗での購入や販売を除いた契約や取引の形態を、特殊販売と呼んでいます。

### ア 形態別

形態別では、通信販売が一番多く、次いで訪問販売69件、電話勧誘販売60件の順になっています。

(単位:件)

区 分	訪問販売	通信販売	マルチ・マルチまがい	電話勧誘販売	ネガティブ・オプシヨン	訪問購入	無店舗販売 その他・	計
令和4年度	69	344	6	60	8	17	3	507
令和3年度	72	333	7	65	6	19	6	508
令和2年度	61	314	5	94	15	5	10	504

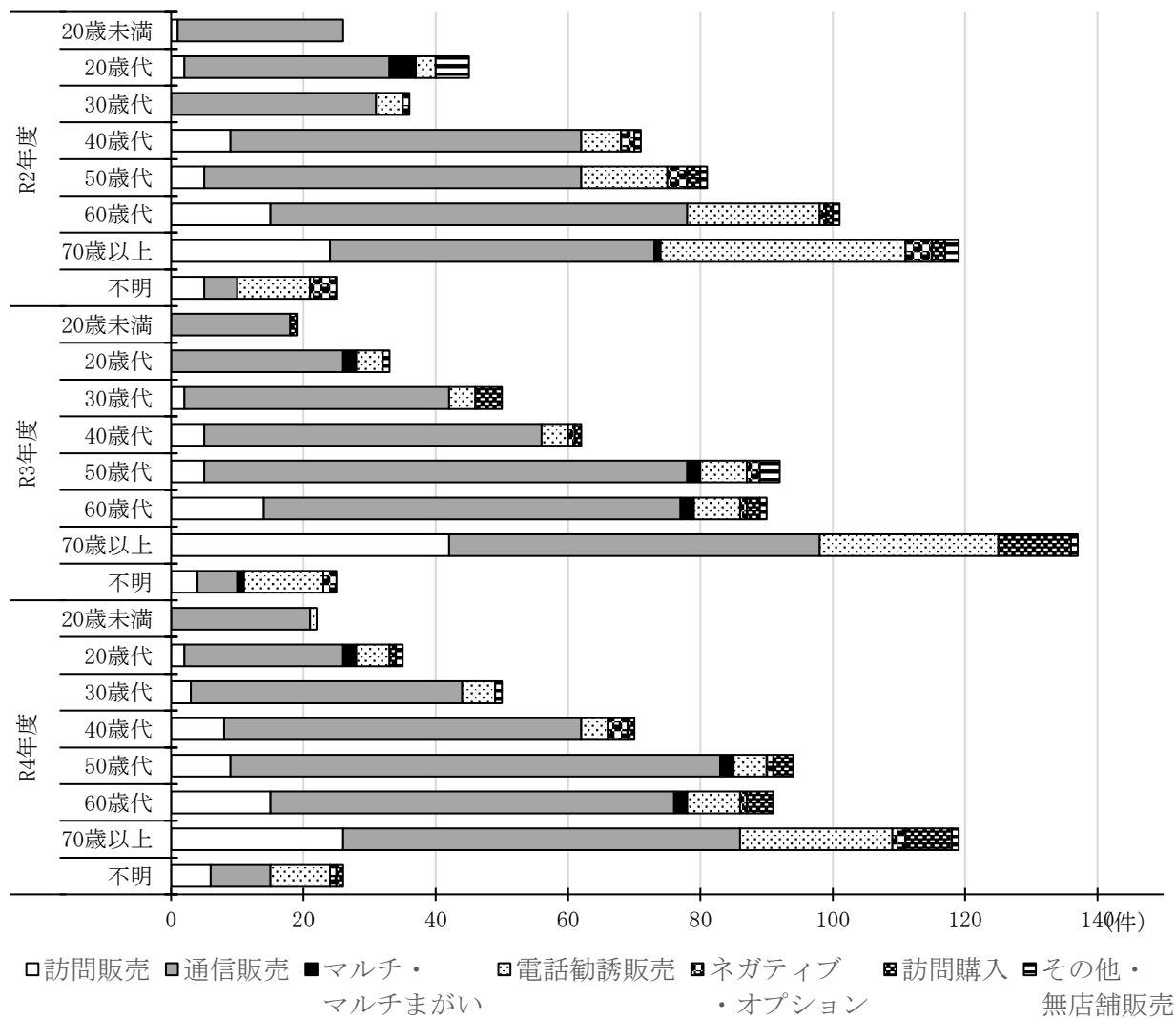


## イ 年代別

年代別では、60歳代以上からの相談が3~4割で推移しています。

(単位：件)

区 分		訪 問 販 売	通 信 販 売	マル チ ま が い	マル チ ・ マ ル チ	電 話 勧 誘 販 売	ネ ガ テ ィ ブ ・ オ プ シ ョ ン	訪 問 購 入	無 店 舗 販 売 ・ そ の 他	計
20歳未満	令和4年度	0	21	0	0	0	0	0	0	22
	令和3年度	-	18	-	-	-	-	1	-	19
	令和2年度	1	25	-	-	-	-	-	-	26
20歳代	令和4年度	2	24	2	5	-	1	1	1	35
	令和3年度	-	26	2	4	-	-	1	1	33
	令和2年度	2	31	4	3	-	-	5	5	45
30歳代	令和4年度	3	41	-	5	-	-	1	1	50
	令和3年度	2	40	-	4	-	4	-	-	50
	令和2年度	-	31	-	4	1	-	-	-	36
40歳代	令和4年度	8	54	-	4	3	1	-	-	70
	令和3年度	5	51	-	4	1	1	-	-	62
	令和2年度	9	53	-	6	2	-	1	1	71
50歳代	令和4年度	9	74	2	5	1	3	-	-	94
	令和3年度	5	73	2	7	2	-	3	3	92
	令和2年度	5	57	-	13	3	2	1	1	81
60歳代	令和4年度	15	61	2	8	1	4	-	-	91
	令和3年度	14	63	2	7	1	2	1	1	90
	令和2年度	15	63	-	20	1	1	1	1	101
70歳以上	令和4年度	26	60	-	23	2	7	1	1	119
	令和3年度	42	56	-	27	-	11	1	1	137
	令和2年度	24	49	1	37	4	2	2	2	119
不 明	令和4年度	6	9	-	9	1	1	-	-	26
	令和3年度	4	6	1	12	2	-	-	-	25
	令和2年度	5	5	-	11	4	-	-	-	25



## (6) 多重債務相談

銀行ローンや消費者金融などからの借金やクレジットの利用代金で多重債務に悩んでいる人への支援として、29件の多重債務相談を、市民相談センターでの弁護士相談及び司法書士相談の中で実施しました。

(単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	11	13	29

## (7) 販売形態別の主な相談内容等

### ▶ 店舗購入 … 受付件数 144 件

- ・賃貸アパートの部屋の結露がひどく、大家が簡易的に修繕したが改善しない。退去時に壁紙などの修繕費用を要求されないか不安だ。
- ・ペットショップで購入した犬が、先天性の病気の可能性があると思った。引き渡し時から身体の震えが気になっており、保証期間経過後は、店舗側に何も請求できないのか。

### ▶ 訪問販売 … 受付件数 69 件

- ・「不用品を買い取る」と電話があり、訪問してきた買取業者が貴金属を査定した金額で契約した。その時に身分証明書の提示を求められ、保険証を見せたが、なぜ必要か説明がなく悪用されないか不安になった。
- ・損害保険の給付金で自宅の修繕ができると業者が訪問してきた。断ったはずなのに後日、契約保険会社から給付金額についての通知が届き驚いた。

### ▶ 通信販売 … 受付件数 344 件

- ・友人に勧められて海外業者の FX 取引自動売買ツールを購入したが、ネットでこの業者のツールを利用しても儲からないと見て不安になったため解約したい。
- ・小学生の息子が、親の許可なくクレジットカードでオンラインゲームの課金をしていた。今後は、カードの管理に気を付け、親子でゲームをするときの約束をしたため請求を取り消してほしい。

### ▶ マルチ・マルチまがい販売 … 受付件数 6 件

- ・2年前、職場の上司に頼まれ医療用浄水器の担当者と会い、話を聞き断れず契約したが、その後、解約は出来たが、カード決済した15万円と毎月1万円10カ月分の使用料を含めた代金は返金できないと言われ、さらに解約手数料1万円まで請求された。
- ・知人に誘われ投資の自動売買システムを購入した。講習を受けると当該システムは、人を勧誘して報酬がもらえるマルチ商法のような感じだった。解約と返金を求めることはできるか。

### ▶ 電話勧誘販売 … 受付件数 60 件

- ・私宛に「高齢者施設の取り引き権利がある」と電話があり了承したが、勧誘電話は詐欺と気づいた。了承の返事をしてしまい困った。
- ・自営店舗に「求人情報を無料でWeb掲載する。」と電話勧誘され申し込んだが、高額な掲載料金を請求された。求人広告業者は「無料掲載期間終了後は、自動更新で有料となっている。」というが納得できない。

### ▶ ネガティブ・オプション（送り付け商法）販売 … 受付件数 8 件

- ・私宛に注文した覚えのない体温計がポスト投函されていた。納品書等が入っておらず、送付元は配送センターだった。注文間違いをしたかと思い、普段利用する通販サイトの注文履歴を確認したが、当該品の注文はしていなかった。どうしたらよいか。
- ・よく利用する大手通販会社から覚えのない化粧道具が届いた。請求書等が入っていないが、今後、請求がきた場合支払わなくてよいか。

### ▶ 訪問購入 … 受付件数 17 件

- ・買取業者から「古着を買い取る。訪問したい。」と電話があり、用意して待っていると訪問した業者は古着の査定をせずに「貴金属やブランド品はないか。」としてこく聞いてきた。ないと断り被害はなかったが、不審な業者だ。

- ・不要になったブランド品やカメラなどを買い取ると訪問してきた業者が、売るものはないと断ってもしつこくて悪質だ。法律に抵触しないのか。

▶**その他無店舗販売** … 受付件数 3 件

- ・バス運賃を行政交付の助成チケットと現金の重複払いに気付き、バス会社へ返金を求めると「そのような人は確認していない」と言われた。運転手の言い分を鵜呑みにしているバス会社の対応に不満である。
- ・雇用主の知人の紹介で一軒家を借りることにし、入居前に数か月分の家賃を前払いした。一軒家は、入居前に依頼した設備が設置されておらず、その後も設置がない。前払いした家賃の返金と転居費用を請求し、退去したい

▶**分類不能** … 受付件数 329 件

- ・ギフトショップから私宛の荷物が実家に届いた。このギフトショップに実家の住所を登録した覚えはなく、誰かからの贈答品の可能性もあるが不審だ。
- ・慈善団体から寄付金協力の依頼書が届いたが、数年前に電話で断っており不満だ。止めさせる方法はないか。

### 3 消費者啓発事業

市民の消費生活の安定及び向上を図るため、各種啓発活動を行いました。

#### (1) 消費者教育出前講座等

福祉事業所、公民館等の要望に応じて地域に出向き、啓発ビデオ、パンフレット等を用いて悪質商法の事例紹介及び消費者知識の普及など、被害の未然防止のための啓発講座を次のとおり開催しました。

開催日	内 容※	主 催 者	受講者	会 場
令和4年 4月4日	①	新潟県立看護大学	95人	新潟県立看護大学
4月15日	①	上越保健医療福祉専門学校	15人	上越保健医療福祉専門学校
5月10日	①	上越市役所人事課	35人	上越文化会館
7月8日	①	株式会社コスゲ	144人	上越文化会館
8月1日	②	上越市民生委員児童委員協議会連合会	30人	上越市市民プラザ
8月19日	②	すこやかなくらし包括支援センター	70人	Zoomによるオンライン研修
10月6日	①	上越市役所人事課	48人	上越市役所木田第一庁舎
10月31日	②	上越市社会福祉協議会	25人	上越市春日謙信交流館
10月31日	②	島田下新田町内会	20人	島田下新田町内会館
11月12日	権利擁護講座	上越市社会福祉協議会	21人	上越総合福祉センター
11月15日	①・③	上越市立学校教育研究会「家庭科部会」	120人	上越市立城西中学校
11月24日	③	つくば開成学園高等学校	65人	つくば開成学園高等学校
11月29日	③	新潟県立高田商業高等学校	116人	新潟県立高田商業高等学校
12月5日	①・③	新潟県立吉川高等特別支援学校	20人	新潟県立吉川高等特別支援学校
12月12日	①・③	新潟県立吉川高等特別支援学校	20人	新潟県立吉川高等特別支援学校
12月20日	③	上越市立城東中学校	170人	上越市立城東中学校
令和5年 1月20日	①	上越市役所人事課	28人	上越文化会館
2月6日	①・③	新潟県立吉川高等特別支援学校	20人	新潟県立吉川高等特別支援学校
3月10日	①	浦川原地域包括支援センター	30人	浦川原保健センター
合計		19回	1,005人	

※内容 ①最近の悪質商法（携帯電話やインターネット関連を含む）の実態と対策等  
 ②最近の悪質商法の実態と対策等（高齢者向け）  
 ③児童生徒の消費者被害の実態と対策等（児童、生徒向け）

## (2) 成年年齢引下げを受けた啓発事業

- ・ 中学校、高等学校における「出前講座」の実施  
市内小・中学校長あてに、「出前講座」の案内文書を令和4年6月に配付。応募のあった中学校など4校で生徒を対象に、成年年齢引下げをテーマに消費生活相談員が消費者教育の授業（出前講座）を実施し、411人の参加があった。
- ・ 市公式ライン、高校生ナビ、デジタルサイネージ掲載等による情報発信  
市ホームページ、高校生ナビなどにて情報発信を行ったほか、木田庁舎や上越妙高駅及び商業施設に設置のデジタルサイネージにて啓発動画を発信している。
- ・ 「上越市教育センター所報」への啓発記事掲載  
児童生徒に限らず、教員への周知、啓発も必要とのことから、上越市教育センター所報7月発行号へ啓発記事を掲載した。

## 4 調査及び情報提供事業

消費生活の安定と安全性の確保と一般消費者の利益保護が図られることを目的に立入検査を実施したほか、各種関係資料及び情報の提供等により啓発を行いました。

### (1) 立入検査

製品の安全性の確保、一般消費者の利益保護を目的として、適正な表示について表示3法による立入検査を行いました。

法律名等	検査対象商品名	実施店舗数	検査点数
電気用品安全法 (第46条第1項)	自動洗浄乾燥式便座、コンセント、電気温風器、LEDランプ、電気掃除機など	2	110
消費生活用製品安全法 (第41条第1項)	ライター、石油ストーブ	2	19
家庭用品品質表示法 (第19条第1項)	繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品	2	926
計		2店舗	1,055

### (2) 情報提供等

#### ア 広報上越

発行月	掲載内容
令和4年5月号	5月は消費者月間です
令和4年8月号	多重債務相談窓口のお知らせ

#### イ 「上越市民の窓」の活用

- ・ 地域の新聞社が発行する日刊紙の一部の枠を、「上越市からのお知らせ『上越市民の窓』」として利用しており、随時、消費生活情報等を掲載

発行日	掲載内容
令和4年7月8日発行	「お得にお試しだけ」のつもりが「定期購入」に— —詐欺的な定期購入商法によるトラブルにご注意を—
令和4年10月14日発行	「靈感商法」「開運商法」にご注意ください。
令和4年11月11日発行	あなたの保険金が狙われています —「保険が使える」にご用心—

## ウ デジタルサイネージ

掲載場所	掲載内容	掲載期間
上越妙高駅	消費者トラブルは188に相談動画	R3. 6. 1～継続中
イオン上越店	成年年齢引き下げに伴う消費者教育動画	R3. 12. 25～R4. 9. 30
市役所木田第一庁舎	成年年齢引き下げに伴う消費者教育動画	R4. 7. 1～R4. 9. 30 R5. 2. 20～R5. 9. 30

## エ ホームページ

- ・毎月の相談受付状況と相談事例を掲載（毎月更新）
- ・安全安心情報、啓発資料や多重債務の法律相談のお知らせを掲載（随時更新）

## オ 各種情報発信等

- ・FM上越や市公式LINE（ライン）、Twitter（ツイッター）等で、消費生活に関する安全安心情報を掲載、発信した。

## カ 啓発資料の配布等

- ・大学の新生に悪質商法被害防止の資料を配付するとともに、出前講座で、架空請求や振り込め詐欺防止の啓発チラシを配布した。
- ・送り付け商法等の注意喚起への協力として、市内陸運業者（宅配便業者）の営業所の集配担当者に消費者ホットライン「188」のバッチを付けてもらった。

## (3) 企業との連携

市と佐川急便(株)との間で、令和4年10月13日付締結の「上越市活性化包括連携協定」に基づき、送り付け商法等の注意喚起への協力として、注意喚起ポスターを営業所内に掲示するとともに、集配担当者に消費者ホットライン「188」のバッチを付けてもらう取組みを行った。



#### (4) 貸出用DVD等一覧（令和5年10月1日現在）

番号	タイトル	時間（分）
1	日本弁理士会 商標制度	40
2	はじめての金融ガイド 金融取引の基礎知識～トラブル予防のために～	33
3	ネットのトラブル、ブルブル！（中学生向け）	19
4	図解！よくわかるー暮らしの製品安全知識	18
5	気になる食品添加物	27
6	よくわかる！食品安全委員会	16
7	おいしい！安心！冷凍食品	18
8	悪質業者の視点 ～ 次の狙いはあなたかも～	24
9	やさしい信託のはなし ～信託のしくみと役割～	25
10	ストップザマネートラブル1 賢い消費者になるために・新社会人・若者編	20
11	ストップザマネートラブル2 賢い消費者になるために・悪質・詐欺商法対策編	18
12	法六津（ホームズ）探偵の金融犯罪を防げ	20
13	それでもお金借りますか？	27
14	気にかけて声かけてトラブル撃退！悪質商法捕物帳	24
15	クレジットカードセキュリティ対策	12
16	気になる食品の安全性	19
17	食べ物の安全性	16
18	食品安全基礎知識 クイズで学ぶリスク評価	12
19	悪質商法ネタばらし ～若者を狙うだましの手口～	30
20	断るチカラの磨き方 ～心隙を狙う悪質商法～	21
21	若者のトラブル しまった！こまった！だまされた！	25
22	小学生用金銭教育DVD まさととめぐみのおこづかいを考えよう	16
23	知りたいけど聞けなかった お金の話	20
24	お年寄りの安全生活術 ～だまされるな！振り込め詐欺・悪質商法～	22
25	あなたが消費者トラブルにあったら… （若者・高校生向け）	20
26	おいしさそのまま 冷凍食品 基礎を学ぼう	22
27	追跡！冷凍食品 探れ！おいしさの秘密	13
28	消費者センスを身につけよう（生徒用冊子教材・教師用解説書・映像教材 DVD）	23
29	金融犯罪シャットアウトTV	25
30	ガス給湯機が経年劣化！？	4
31	高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック	—
32	長期使用製品安全点検・表示制度	10
33	2021版 暮らしの豆知識（DAISY図書）	—
34	記号をよく見て 洗濯上手に 新しい洗濯表示の記号	12

番号	タイトル	時間(分)
35	ちびまる子ちゃんと学ぶ 大切な3つのお話	37
36	中学生向け「考えてみよう SNSやスマホとの付き合い方」	27
37	中学生向け「考えてみよう SNSやスマホとの付き合い方」-指導案-	—
38	高めよう！「見守り力」～高齢者・障害者の消費者被害を防ぐために～	40
39	山田家の消費者団体訴訟制度 (消費者庁制作)	27
40	教えてヤマドリさん 消費者が主役となる社会の実現のために(1 若者編、2 高齢者編)	52
41	なぜ、騙されるのか？ 高齢者を狙う悪質商法・詐欺に対処するには	23
42	金融トラブルに巻き込まれないために(資金需要者向けセミナー用動画教材)	37
43	「新・大人社会へのパスポート」～2022年民法改正～18歳までに知っておこう！	15
44	Consumer Troubles 標的(ターゲット)は君だった	30
45	解答しながら学習しよう！ 消費生活実践ワーク集 大人にも役立つ中学家庭科	—
46	契約について学ぼう：若年者向け(高校生～)消費者教育教材 CD-ROM	20
47	「新・大人社会へのパスポート2」～君たちへ贈る！お金との〈上手なつきあい方〉～	70
48	みんなで考えようスマートフォン	30
49	こんなときあなたならどうします？～高齢者・障がい者の消費者トラブルを防ごう～	42
50	消費者ホットライン188 デモンストレーション動画 ・未成年者による定期購入編 ・出会い系サイト編	7 6
51	Lets エンジョイ エシカライフ～私たちの選択で未来を変えよう！～	—
52	デジタル社会の消費生活(動画13本)	—
53	消費者トラブルいやや！契約ってなァに？の巻	10

## クーリング・オフ制度を知っていますか？

訪問販売や電話勧誘販売などで強引な勧誘を受けて、自分の意思をはっきりさせないままに契約をしてしまうことがあります。

この制度は、このような消費者を救うために活用されています。

### ●クーリング・オフできる期間は下記のとおりです。【ハガキの書き方の例】

契約等の形態	期間
訪問販売…キャッチセールス・アポイントメントセールス等	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引…マルチ商法	20日間
特定継続的役務提供…エステ・語学教室・家庭教師・学習塾等	8日間
業務提供誘引販売取引…内職商法・モニター商法等	20日間
訪問購入…ただし、自動車（二輪を除く。）、家電（携帯が容易なものは除く。）、家具、書籍、有価証券、CD、DVD、ゲームソフト類は対象外	8日間

- 契約書面を受け取った日を含めて、上記期間内に書面で通知します。
- ハガキに書いて両面をコピーして、保管して下さい。
- ハガキは郵便局で、特定記録郵便等に出します。
- 支払ったお金は返金されます。（商品がある場合は着払いで返します。）

### ●通信販売は、クーリング・オフ制度がありません。

- ただし、返品特約の表示がない場合、商品到着から8日を経過するまでの間は契約の解除が可能です。

### ●令和4年6月1日より、書面によるほか、電子メール等「電磁的記録」でもクーリング・オフの通知を行うことが可能になりました。

契 約 解 除 通 知
・契 約 日：令和〇×年〇×月〇×日
・業 者 名：〇× 〇× 〇×
・販 売 員 名：〇〇×××
・業 者 住 所：〇×県〇×区〇×丁目
・契 約 商 品 名：〇〇××〇
・契 約 金 額：_____ 〇〇〇〇円 (既払い金_____ 〇〇〇円)
上記日付の契約は解除します。 支払い済の金〇〇〇円を返金し商品を引き取って下さい。 令和〇×年〇×月〇×日 購入者の住所：新潟県上越市〇×〇× 氏 名

※商品がある場合は、契約解除通知書を出した日から、2～3日後に着払いで発送します。  
※クレジット契約があるときは、クレジット会社にも同様のハガキで通知します。

《注意！！下記の場合はクーリング・オフできません。》

- ◆ 消耗品(化粧品・健康食品等)を使用してしまった場合
- ◆ 現金取引でその総額が3,000円未満の場合
- ◆ 乗用自動車の購入やリースの場合
- ◆ 自分から販売店に出向いたり、事業者を呼んで契約した場合

令和4年度 事業の概要 令和5年11月発行  
上越市消費生活センター（上越市木田1丁目1番3号上越市役所木田第一庁舎内）  
電話(025)525-1905 FAX(025)522-4191